

観光地・活火山としての富士山における来訪者対応と防災の課題

山梨大学 地域防災・マネジメント研究センター
助教 佐藤史弥



1. はじめに

富士山は、我が国最高峰の山であるとともに、我が国を代表する観光地の一つである。一方で、将来的な噴火の可能性を有する活火山でもある。

本稿では、主として山梨県の事例を対象に、富士山を観光地としての側面と活火山としての側面の両面から概観する。あわせて、現在検討が進められている富士山の避難対策について、特に観光客を対象とした対策に着目して概説する。さらに、富士山登山者を対象として筆者が実施した調査結果に基づき、活火山である富士山に登山する際の安全対策、火山情報の取得状況、および火山防災に関する意識について紹介する。そのうえで、火山と共生する地域において観光がいかなる役割を果たし得るのかについて、筆者の私見を述べる。

2. 富士山の観光地としての特性と火山災害リスクの特徴

(1) 観光地としての富士山

前述のとおり、富士山は我が国を代表する観光地である。令和6年度山梨県観光客入込客数統計によれば、富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、鳴沢村などの富士山周辺市町村を含む「富士・東部圏域」における令和6年の観光入込客数（実人数）は1,729万6,345人であり、前年比132.1%と大幅な増加を示している。この数値は、山梨県全体の観光客数の54.8%を占めており、富士山地域が県内観光の中核をなしていることを示している。

市町村別にみると、観光客の集積は特定地域に集中している。富士吉田市は571万9,640人（前年比146.5%）で県内最多となり、次いで富士河口湖町が

515万5,767人（前年比146.4%）となっている。その背景としては、全国的な訪日旅行需要の回復に加え、大石公園（富士河口湖町）、新倉山浅間公園の忠霊塔（富士吉田市）、忍野八海（忍野村）などの景観資源に、国内外から多くの観光客が来訪したことが挙げられる。

また、富士山五合目の観光入込客数は231万3,307人（前年比128.5%）であった。また、富士山五合目を起点とする吉田ルートの登山者数は11万4,857人に達しており²⁾、富士山地域には一般観光客のみならず、多くの登山者も来訪していることが示される。

富士山地域においては、山麓の観光地、五合目周辺、さらには登山道に至るまで、多様な観光・滞在空間が連続的に形成されている。そのため、来訪者の属性や行動範囲は一様ではなく、一般観光客、日帰り来訪者、宿泊客、登山者、外国人旅行者など、多様な主体が同一地域内に混在している。このような観光利用の広がり多様性は、富士山地域が大規模かつ複合的な観光地であることを示すとともに、災害時の情報伝達や避難誘導を困難にする要因でもある。

とりわけ、富士山地域の観光客は、必ずしも当該地域の地理や火山災害リスクに関する知識を有しているとは限らない。加えて、来訪目的、滞在時間、移動手段、言語環境も多様であることから、一律的な防災情報の提供のみでは十分な対応が困難となる可能性が高い。したがって、富士山地域における防災対策を検討する際には、観光客の大量集積という量的側面に加え、来訪者属性の多様性という質的側面にも着目する必要がある。

(2) 富士山の火山災害の特徴

噴火災害と総称されるものの、火山活動に伴って生

じ得る現象は多岐にわたる。火山活動は、噴火現象とそれ以外の火山現象に大別される³⁾。富士山は過去に多様な噴火様式を示してきた火山であり、将来発生し得る噴火タイプを事前に一義的に特定することは容易ではない⁴⁾。既往研究⁵⁾では、この複雑性について、「噴火様式」「噴火頻度・規模」「火口位置・分布」の3側面から整理している。

第一に、噴火様式の多様性が挙げられる。富士山の噴火では、大きな噴石、降灰、溶岩流、火砕流などを含む10種の噴火現象が想定されている。これらの現象は、発生速度、移動速度、到達距離、被害の態様がそれぞれ大きく異なる。例えば、溶岩流は比較的緩やかな速度で流下しつつも数十 km 先まで到達し得る一方、火砕流は高速で移動するが、その影響範囲は一般に火口近傍に限られる。このように、同じ噴火災害であっても、どの現象が発生するかによって危険の性質や必要とされる対応は大きく異なる。

第二に、噴火頻度および規模に関する不確実性がある。最近 5,600 年間の堆積物解析によれば、富士山の平均噴火頻度は約 30 年に 1 回と推定されている。しかしながら、噴火は一定周期で発生するものではなく、活動が集中する時期と長期の休止期とが存在する。また、噴出量は 10 万～13 億 m³ と大きな幅を有しており、小・中規模の噴火が約 96% を占める一方で、宝永噴火のような大規模噴火も約 4% の頻度で発生してきたとされる。一般に、噴火間隔が長期間に及ぶ場合には大規模噴火が生じやすい傾向が指摘されており、現時点においても富士山では大規模噴火を含めたリスク評価が求められる。こうした非周期性と規模の不確実性は、被害想定や防災計画の策定を難しくする要因となっている。

第三に、火口位置およびその分布に関する不確実性がある。富士山において想定される火口は山頂に限られず、北西―南東方向および北東―南西方向の軸上に過去の火口が多数分布しており、これらの軸の周囲約 1km の範囲で新たな火口が形成され得るとされる。想定火口域は山腹から山麓にまで広く及び、富士河口

湖町、鳴沢村、富士吉田市、富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市など、複数の自治体はその影響圏内に含まれる。しかも、火口位置は噴火直前まで確定しにくく、どこに火口が形成されるかによって影響範囲は大きく変化する。このため、事前に想定すべき避難対象地域や対応方針を一律に定めることは難しく、避難計画の設計を複雑にしている。

以上のように、富士山噴火は、噴火現象の多様性と到達特性の差異、噴火頻度および規模の不確実性、火口位置の不確実性が重層的に存在することにより、影響範囲の想定と防災対応を極めて複雑なものとしている。この複雑性は地域差として現れ、同一市町村内であっても地点によって想定すべき危険は異なる。したがって、住民や観光事業者が各地域に固有の火山災害リスクを適切に理解することは容易ではない。まして、土地勘や事前知識に乏しい観光客にとっては、噴火現象ごとの危険性や自らが置かれた地点のリスクを正確に把握することは、なおさら困難である。

このように、富士山地域は、我が国有数の観光集積地であると同時に、多様かつ不確実性の高い火山災害リスクを有する地域でもある。したがって、富士山における防災対策は、地域住民のみを対象とするのではなく、多様な属性を有する観光客をも視野に入れた情報提供および避難対策として構築される必要がある。

3. 富士山火山避難基本計画

富士山噴火災害に対する基本的な避難の考え方を示した計画として、富士山火山避難基本計画⁶⁾（以下、同計画）がある。同計画では、『いのちを守る』避難を最優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮することを避難の基本理念として掲げ、富士山で生じ得る多様な火山現象に対応した避難の基本的枠組みを示している。

同計画では、噴火現象の影響想定範囲に滞在する人々を、「一般住民」、「避難行動要支援者」、「観光客・登山者・来域者（以下、観光客等）」の3つの属性に区分している。このうち観光客等への対応で特徴的な

のは、地域内での「避難」ではなく、安全な場所への「帰宅」を基本として整理している点である。

この背景には、一般住民、特に避難に時間を要する避難行動要支援者の避難を優先する必要がある。すなわち、観光客等の早期帰宅を促すことで地域内滞在者を減らし、「地域のスリム化」を図ることにより、限られた道路網や防災資源の逼迫を回避しようとする考え方である。したがって、同計画における観光客対応の基本は、避難行動要支援者の避難が本格化する前、すなわち噴火警戒レベル 4 に至る前の段階で、来訪者を地域外へ退出させる点にある。

観光客等に対する情報伝達と帰宅誘導は、気象庁が発表する「火山の状況に関する解説情報（臨時）」や「噴火警戒レベル」を主な契機として、住民の避難に先行する形で段階的に実施されるよう設計されている。まず、噴火警戒レベルが 1 の段階であっても、火山活動に異常が認められ、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合には、観光客等に対する初動対応が開始される。この時点で、五合目より上に滞在する登山者に対しては下山指示が出される。また、富士山周辺を訪れようとする観光客等に対しては、不要不急の訪問を控えるよう情報発信がなされ、入域抑制が図られる。

さらに火山活動が高まり、居住地域周辺への影響が懸念される段階では、第 4 次避難対象エリア（溶岩流が 24 時間以内に到達する可能性のある範囲）より内側に滞在する観光客等に対し、遅くとも噴火警戒レベル 3 に引き上げられるまでに帰宅を完了することが求められる。この段階では、自家用車や公共交通機関など、来訪時に利用した移動手段による自主的な帰宅が基本となる。このように、同計画の根幹には、本格的な避難指示が出される前の段階で観光客等の帰宅を進めるという考え方がある。これは、住民の避難と観光客等の移動が重なることで深刻な渋滞が発生することを防ぐため、時間差を設けて行動を促すタイムライン型の対応であるといえる。

一方、噴火警戒レベルが 4 以上に引き上げられた

段階では、観光客等の帰宅は原則として完了していることが前提となる。しかし、地域内に留まり帰宅できていない観光客等が存在する場合には、対応方針は「帰宅」から一時的な「避難」へと転換される。具体的には、この段階では避難行動要支援者の車両移動を優先し、渋滞による逃げ遅れを防ぐため、一般住民や観光客等に対して自家用車の使用を控えるよう求めることとされている。逃げ遅れた観光客等は、無理に帰宅を試みるのではなく、行政の指示に従って近隣の避難所へ一時的に避難することが想定されている。

その後、実際に噴火が発生し、溶岩流の流下範囲に滞在しているなど危険が切迫した場合には、行政が手配する車両により、公共交通機関が機能している地域まで搬送される計画となっている。さらに、大規模な降灰が発生した場合には、視界不良や車両のスタック等により移動自体が危険となるため、自家用車による移動は控え、屋内退避を原則とする。この場合には、道路の除灰作業が完了した後に、公共交通機関が利用できる地域まで搬送されることが予定されており、一定期間の地域内滞留が見込まれている。

以上のように、同計画における観光客等への対応は、地域の早期スリム化と避難行動要支援者の確実な避難とを両立させるため、観光客等に対して住民避難、とりわけ避難行動要支援者の避難よりも早い段階で自主的な帰宅を求める構造となっている。その際、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」や噴火警戒レベルの引上げといった客観的な指標が、帰宅誘導と情報伝達の契機として機能している点に特徴がある。

ただし、同計画はあくまで富士山噴火時の広域的・基本的な避難の考え方を示したものであり、その実効性は、各自治体の地域防災計画や避難計画、さらには観光施設・交通事業者・宿泊事業者等の具体的な行動計画に、どこまで具体的に落とし込まれているかに大きく左右される。とりわけ、観光客等への情報伝達方法、多言語対応、帰宅誘導の判断主体、避難所への受入れ、交通規制との調整などは、現場レベルでの具体化が不可欠である。したがって、今後の課題は、基本

計画の内容を各地域の実情に応じた具体計画へと接続し、平時から訓練や周知を通じて運用可能な体制として定着させていくことにある。

4. 登山者の安全意識

(1) 背景

ここまで、富士山の観光地としての特徴と活火山としての特徴を論じてきた。その結果、富士山には多様な属性の来訪者が存在し、行動範囲も一様ではないこと、また火山災害リスクも地域によって異なり、その内容は複雑であることを示した。こうした状況のもとでは、来訪者がリスクを適切に理解し、安全に行動することは必ずしも容易ではない。とりわけ登山者は、山麓の観光客に比べて火口に近い空間で行動するため、安全確保の観点からその意識を把握する意義が大きい。そこで本章では、富士山来訪者のうち登山者に着目し、安全意識に関する調査結果を紹介する。

富士山には毎年多くの登山者が訪れている。2024年度の吉田ルートでの登山者数は約11万人であり、他の3ルートを含めた総登山者数は約20万人を超える²⁾。一方で、富士登山をめぐるのは、登山者の集中に伴う混雑や安全上の課題が指摘されている。例えば、週末や夏休みには登山道で渋滞が発生しやすく、特に山頂で御来光を見ることを目的とする登山者が多いため、八合目より上では深夜から明け方にかけて混雑が顕著となる。このような混雑は、登山者同士の接触や転倒などの事故リスクを高めるおそれがある。また、山小屋に宿泊せず、夜間に一気に山頂を目指す、いわゆる弾丸登山も課題となっている。弾丸登山は、高山病や低体温症になる可能性があるだけでなく、野営・野宿により山頂付近の登山道が混雑し、他の登山者にも危険が及ぶ恐れがある。日本交通公社は、山梨県側の唯一の登山道である富士吉田登山口から富士山に登る登山者の内約22%が弾丸登山を行っていることを報告している⁷⁾。

こうした状況を受けて、山梨県は2024年度から、登山道の混雑緩和と弾丸登山の抑制を目的として、

「富士吉田登山口における登山規制」(以下、登山規制)を導入した⁸⁾。この登山規制では、吉田ルート五合目の登山道入口に仮設ゲートを設置し、午後4時から午前3時まで閉鎖するとともに、1日の登山者数の上限を4,000人とした。さらに、1人当たり2,000円の通行料を徴収した。

このように、2024年は富士山の登山環境が大きく変化した年であった。そこで筆者らは、この年に、活火山である富士山への登山に関する安全意識調査を実施した。本調査の特徴は、日本人登山者(以下、日本人)に加え、外国人登山者(以下、外国人)も対象としている点にある。以下では、その調査結果の一部を示す。

(2) 調査方法

富士山登山者の噴火災害および登山に対する安全意識を調査するため、富士スバルライン五合目において下山者を対象としたアンケート調査を実施した。調査は、富士山の開山期間中である2024年7月28日、8月1日、8月25日、9月8日の計4日間、主に午前9時から午後2時の時間帯に行った。また、外国人登山者も多数訪れる実態を踏まえ、調査票は日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)で作成し、回答を求めた。結果として、日本人109票、外国人100票の有効回答を得た。外国人の国籍は、台湾が19%、中国が16%、アメリカが15%を占めるなど、アジアやヨーロッパを含む多様な国籍の登山者が含まれていた。

(3) 調査結果

1年間の登山頻度を尋ねた結果、登山自体が「初めて」と答えた割合は日本人で26%、外国人で33%に上り、国籍を問わず一定数の初心者が含まれていることがわかった。安全登山に向けて確認した情報の集計結果(図1)を見ると、両者とも「気象情報」や「登山道の状況」が上位を占める一方で、「火山の活動状況」の確認割合は著しく低いことが示された。

本調査を実施した2024年は、富士山で通行料が導入された初年度にあたる。そこで、登山者の情報収集

Q：安全な登山を行うために、どのような情報を確認しましたか。

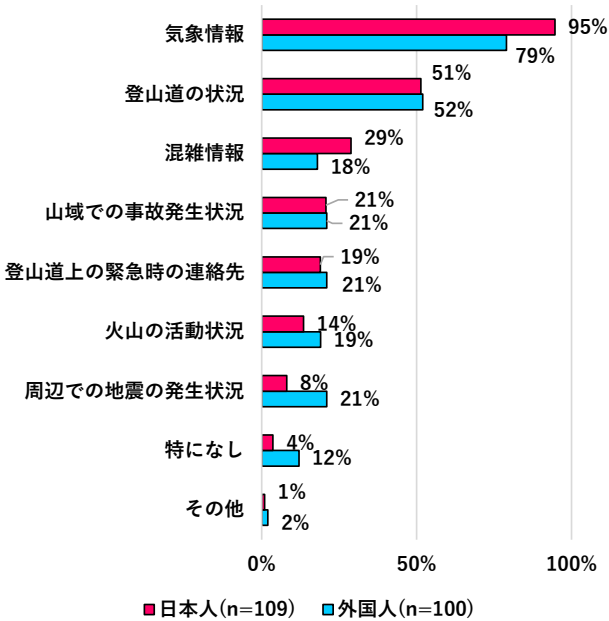


図1 安全登山のために確認した情報

Q：「富士山に登るには通行料を支払わなければいけない」ことを知った情報源をすべて教えてください。

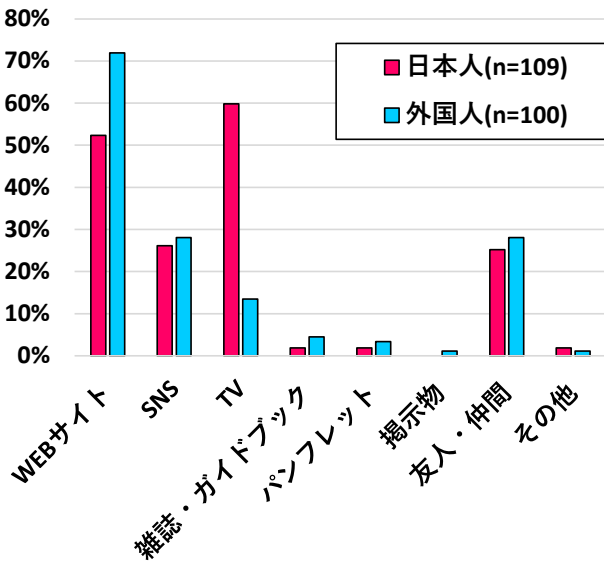


図2 通行料徴収の情報を知った情報源

の実態を検討するため、通行料徴収に関する認知度およびその情報源を調査した。結果として、日本人・外国人ともに 90%以上が五合目到着前にこの制度を認知していた。情報源 (図2) については、日本人は「テ

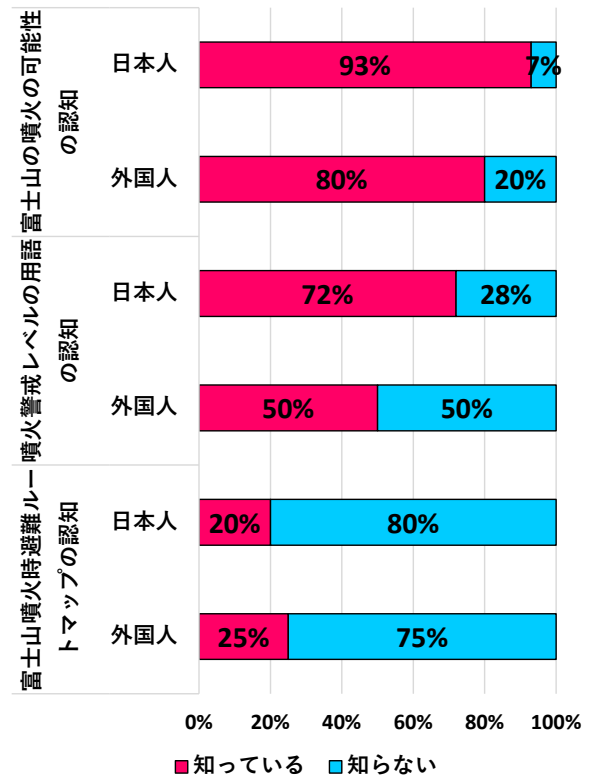


図3 富士山登山者の火山防災意識

レビ」と「WEBサイト」、外国人は「WEBサイト」が最多であった。具体的に閲覧したサイトとしては、双方ともに「富士山登山オフィシャルサイト」が多数を占めた。

火山防災に関する意識の調査結果について、富士山が活火山である事実には 8 割以上が認知していたものの、「噴火警戒レベル」という用語の認知は日本人で約 7 割、外国人では約 5 割に低下した (図3)。さらに、噴火時の避難経路を示す「富士山噴火時避難ルートマップ」に至っては、両者ともに認知度が約 2 割にとどまり (図3)、事前の情報の周知に課題があることが明らかになった。

(4) 考察

本調査の結果から、富士山登山者は噴火の可能性を高く認識している一方で、「噴火警戒レベル」や「富士山噴火時避難ルートマップ」の認知度、および事前の「火山の活動状況」の確認割合がいずれも低く、活火山を登るための基本的な安全情報を十分に把握で

きていない実態が示された。さらに、登山自体が初めての初心者も一定数存在することから、情報取得の不足に加え、体力面や技術面の課題も相まって、富士山登山の噴火時における人的リスクは極めて高いと考えられる。

2014年の御嶽山噴火災害を契機として活動火山対策特別措置法が改正され、活火山を登山する者に対して、自ら火山情報を収集し、連絡手段を確保すること等の努力義務が新たに規定された。富士山においても、関係機関が火山情報を積極的に発信するとともに、登山者自身が活火山に関する知識や情報を収集し、噴火災害に備える必要がある。本調査の結果を踏まえると、富士山の登山者に対しては、多くの人が閲覧する「富士山登山オフィシャルサイト」において火山情報や噴火時の対応方法を周知することが、特に有効であると考えられる。

5. おわりに

本稿では、山梨県の事例を中心に、富士山の観光地としての特性と活火山としての特性を整理するとともに、富士山火山避難基本計画における観光客対策の考え方、および富士山登山者の安全意識に関する調査結果を示した。富士山地域は、我が国有数の観光集積地であり、多様な属性の観光客・登山者が広範な空間に滞在する一方で、噴火現象の多様性、規模や火山口位置の不確実性を有する火山地域でもある。このため、富士山における防災対策は、住民のみを対象とするのではなく、多様な来訪者を前提として構築される必要がある。

富士山火山避難基本計画は、観光客等に対して住民避難に先行して帰宅を促すという基本的枠組みを示しており、道路混雑の回避や避難行動要支援者の避難の確保という観点から合理的な考え方を採用している。しかし、その実効性は、各自治体の地域防災計画や具体的な避難計画、さらには観光施設、宿泊施設、交通事業者等の現場対応にどこまで具体化されているかに左右される。とりわけ、観光客への情報伝達方

法、多言語対応、受入れ体制、交通規制との調整などについては、地域レベルでの具体的な運用設計が不可欠である。

また、登山者調査の結果からは、富士山が活火山であること自体の認知は比較的高い一方で、噴火警戒レベルや避難ルートマップの認知、火山活動状況の事前確認は十分ではないことが明らかとなった。すなわち、活火山としての富士山に関する一般的認識と、実際の安全行動に必要な具体的知識との間には隔たりがあるといえる。

以上を踏まえると、火山と共生する地域において観光が果たすべき役割は、単に来訪を促進することにとどまらない。観光は、来訪前から来訪中に至るまで、観光客・登山者に対して必要な火山情報を伝達し、適切な判断と行動を支えるリスクコミュニケーションの基盤として機能し得る。今後は、観光政策と火山防災政策を別個のものとして扱うのではなく、安全な来訪行動を支える仕組みとして一体的に設計・運用していくことが求められる。

参考文献

- 1) 山梨県(2025), 令和6年山梨県観光入込客統計調査報告書.
- 2) 環境省関東地方環境事務所(2024), 2024年夏期の富士山登山者数について(お知らせ).
- 3) 内閣府(2017), 1 火山活動にともなう現象, <http://www.bousai.go.jp/kazan/taisaku/k201.htm>(2026-02-23)
- 4) 藤井敏嗣(2002), "活火山" 富士の素顔, 平成14年度地震研究所公開講義(2), <https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/KOHO/KOHO/39/39-2.htm>(2026-02-23)
- 5) 吉本充宏(2021), 富士山噴火への課題—将来の噴火に備えて—, ベース設計資料, No.189, pp.21-25.
- 6) 富士山火山防災対策協議会(2023), 富士山火山避難基本計画.
- 7) 日本交通公社(2016), 平成27年度富士山における来訪者管理検討支援業務報告書.
- 8) 山梨県(2024), 山梨県は、令和6年度から、富士山吉田口下山道(山梨県側)で、登山規制を行います!!.